

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

5 月分

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和4年度 営業所オンラインシステム改修業務委託(その2)	情報処理－ 情報処理	株式会社日立システムズ 関西支社	¥32,098,000	令和4年5月18日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W1	○
2	令和4年度 ハンディターミナルシステム改修業務委託	情報処理－ 情報処理	大豊機工株式会社 関西営業所	¥2,200,000	令和4年5月26日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	—
3	令和4年度 営業所オンラインシステム改修業務委託(その3)	情報処理－ 情報処理	株式会社日立システムズ 関西支社	¥4,789,620	令和4年5月27日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	—

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 営業所オンラインシステム改修業務委託（その2）

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ

3 随意契約理由

本業務は、水道局のお客さま情報を一元的に管理する基幹システムである営業所オンラインシステム（以下「本システム」という。）について、保存しているデータの件数が日々増加しており、日中データ処理時間及び夜間バッチ処理時間の増加によりシステムへの負担が大きくなっていることから、処理時間の短縮を図る改修を行うものです。

本システムにつきましては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、本システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのは株式会社日立システムズが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号 06-6616-5475）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 ハンディターミナルシステム改修業務委託

2 契約の相手方

大豊機工株式会社

3 随意契約理由

本業務は、各水道センターにて日常の水道メータ検針業務及び料金等徴収業務で使用しているハンディターミナルシステム（以下「本システム」という。）について、令和4年8月検針分から水道料金及び下水道使用料の減額措置を実施するため、料金計算プログラムの改修を行うものです。

本システムにつきましては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構成されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのは大豊機工株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号 06-6616-5475）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 営業所オンラインシステム改修業務委託（その3）

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ

3 随意契約理由

本業務は、水道局のお客さま情報を一元的に管理する基幹システムである営業所オンラインシステム（以下「本システム」という。）について、令和4年8月検針分から水道料金及び下水道使用料の減額措置を実施するため、改修を行うものです。

本システムにつきましては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのは株式会社日立システムズが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号 06-6616-5475）